<お願い>
新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**可能な限り当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。**
なお、本年は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取止めとさせていただきます。ご理解くださいますようお願い申しあげます。

＞日　時

2021年12月24日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

＞場　所

名古屋市中区金山町一丁目１番１号
ANAクラウンプラザ
ホテルグランコート名古屋
５階　ローズルーム

＞決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

JBR JAPAN BEST RESCUE SYSTEM

第25回 定時株主総会 招集ご通知

目　次

第25回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5

提供書面
事業報告 …… 25
連結計算書類 …… 45
計算書類 …… 47
監査報告 …… 49

証券コード 2453

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

証券コード 2453
2021年12月８日

株　主　各　位

名古屋市中区錦一丁目10番20号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役　榊　原　暢　宏

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を事前にご行使くださいますようお願い申しあげます。

書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年12月23日（木曜日）午後６時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕
３頁から４頁に記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

敬　具

記

１．日　　時　2021年12月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

２．場　　所　名古屋市中区金山町一丁目１番１号
ＡＮＡクラウンプラザ　ホテルグランコート名古屋
５階　ローズルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※本年は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取止めとさせていただきます。ご理解くださいますようお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項
１．第25期（自2020年10月１日至2021年９月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期（自2020年10月１日至2021年９月30日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.jbr.co.jp/ir_info/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

・事業報告「会社の体制及び方針」
・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書及びその他の注記」
・計算書類「株主資本等変動計算書及びその他の注記」

本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.jbr.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

＜当社の新型コロナウイルス感染拡大防止対応について＞

・会場受付付近には、株主様のための消毒液を設置いたします。
・会場受付付近におきまして、非接触型体温計にて株主様の体温を測定させていただき、発熱があると認められた方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合があります。
・感染拡大防止のため座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が限られております。そのため当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合があります。
・登壇役員及び運営スタッフにつきましては、マスクを着用させていただきます。
・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となる方法を検討しております。
・**本年は、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取止めとさせていただきます。**

＜株主様へのお願い＞

・株主総会の議決権行使につきましては、感染拡大防止の観点から、**可能な限り当日のご来場をお控えいただき、書面（郵送）またはインターネット等によるご行使をご検討ください。**
・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方、乳幼児をお連れの方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
・ご来場の株主様は、マスク着用のうえご来場くださいますようお願い申しあげます。
・本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.jbr.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、お願い申しあげます。

議決権行使のご案内

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、以下のいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申しあげます。

インターネット等による場合



スマートフォン等により議決権行使書用紙のＱＲコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net/）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

行　使　期　限　｜　**2021年12月23日（木曜日）午後６時30分まで**

詳細は次頁をご覧ください

■重複行使のお取扱いについて

書面と電磁的方法（インターネット等）によって、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法によって、複数回数またはパソコンや携帯電話、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

書面による場合



書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2021年12月23日（木曜日）午後６時30分まで**に当社に到着するよう折り返しご送付ください。

※ご送付いただきます議決権行使書用紙は、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、早めにご投函くださいますようお願い申しあげます。

■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

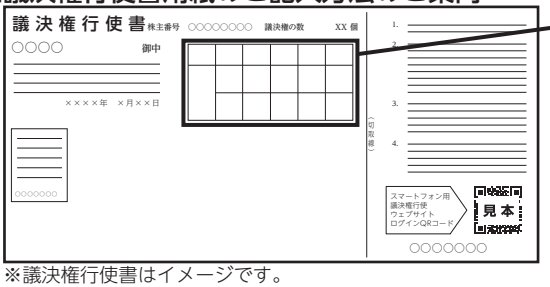

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・２・５・６号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第３・４号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

株主総会にご出席いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　　時　**2021年12月24日（金曜日）午前10時（午前９時開場）**

場　　所　名古屋市中区金山町一丁目１番１号
ＡＮＡクラウンプラザ　ホテルグランコート名古屋
５階　ローズルーム
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

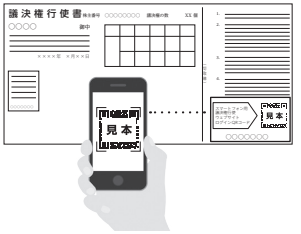

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

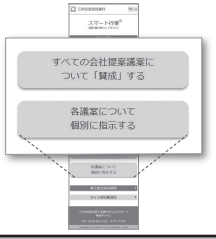

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

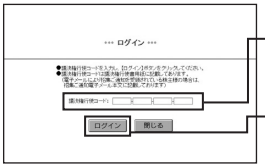

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当につきましては、株主の皆様に対する利益還元は重要な経営課題であると認識しており、株主の皆様への利益還元を更に充実させるため、安定的な配当である普通配当を１株当たり17円（中間配当８円、期末配当９円）とし、配当性向30％を目安として計算した配当が17円を上回る場合は、その差額を業績連動配当として期末に特別配当を実施するか否かを検討することを基本方針といたしました。

こうしたことから、第25期の期末配当につきましては、１株につき９円といたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金９円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は305,434,602円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、これまで独立社外取締役を複数名選任することなどによって、取締役会の監督機能の強化を図ってまいりました。今般、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制のさらなる充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく存じます。これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現することを目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

（２）資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう、変更案第39条を新設し、あわせて変更案第39条の一部と内容が重複する現行定款第10条を削除するものであります。

（３）その他、上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人

現　行　定　款	変　更　案
第５条～第９条　（条文省略）	第５条～第９条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第１０条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。	（削除）
第１１条～第１９条　（条文省略）	第１０条～第１８条　（現行どおり）
（員　　数） 第２０条　当会社の取締役は、８名以内とする。	（員　　数） 第１９条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新設）	
（選任方法） 第２１条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（選任方法） 第２０条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（任　　期） 第２２条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　　期） 第２１条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	

現　行　定　款	変　更　案
２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４．会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長各１名及び専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第２２条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長、取締役会長各１名及び専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。
第２４条　（条文省略）	第２３条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第２６条　（条文省略）	第２５条　（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第２６条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第２８条　（条文省略）	第２８条　（現行どおり）
（報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第３０条　（条文省略）	第３０条　（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（員　　数） 第３１条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法） 第３２条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
（任　　期） 第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
（常勤の監査役） 第３４条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
（監査役会の招集通知） 第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
（監査役会の決議方法） 第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の議事録） 第３７条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第３８条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
（報酬等） 第３９条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第４０条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査役） 第３１条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第３３条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第３４条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
（新設）	（監査等委員会規程） 第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第４１条～第４３条　（条文省略）	第３６条～第３８条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第３９条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（剰余金の配当の基準日） 第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。	（剰余金の配当の基準日） 第４０条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月３０日とする。
（新設）	２．当会社の中間配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
（新設）	３．前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第４５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月３１日を基準日として、中間配当をすることができる。	（削除）
第４６条　（条文省略）	第４１条　（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、2021年12月24日開催の第25回定時株主総会終結前の同法第423条第１項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	候補者属性
1	榊原（さかきばら）　暢宏（のぶひろ）	代表取締役	再任
2	若月（わかつき）　光博（みつひろ）	取締役	再任
3	白石（しらいし）　徳生（のりお）	取締役	再任　社外　独立
4	岩村（いわむら）　豊正（ほうせい）	取締役	再任　社外　独立
5	濵地（はまじ）　昭男（あきお）	取締役	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者

社外　社外取締役候補者　　**独立**　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	榊原 暢宏（さかきばら のぶひろ） (1967年 3月22日生)	1989年 4 月　株式会社アクロス 入社 1994年 1 月　有限会社ノア 設立 取締役 1997年 2 月　日本二輪車ロードサービス株式会社（現 当社）設立 代表取締役（現任） 2004年 4 月　セコムウィン株式会社 取締役 2008年11月　ジャパン少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2017年 5 月　JBRあんしん保証株式会社（現 ジャパンワランティサポート株式会社） 取締役 （重要な兼職の状況） ジャパン少額短期保険株式会社 取締役	10,662,900株
	（選任理由） 榊原暢宏氏は、当社社長として長年にわたり経営の指揮を執り、企業価値の向上を目指し、強いリーダーシップを発揮しております。又、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識も優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	若月 光博（わかつき みつひろ） (1965年 4月 4日生)	1989年 4 月　株式会社静岡銀行 入行 1996年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 2001年 2 月　トーマツコンサルティング株式会社（現 デロイトトーマツコンサルティング合同会社）取締役 2004年 3 月　プロジェクトA株式会社 代表取締役社長 2007年 2 月　株式会社アドバンスト・コミュニケーションズ 常務取締役 2010年10月　株式会社スイートスタイル 取締役管理本部長 2012年 3 月　株式会社スイートスタイル 代表取締役社長 2017年 1 月　当社 執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長 2017年 6 月　ジャパン少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2017年12月　当社 取締役執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長（現任） 2018年12月　JBRあんしん保証株式会社（現 ジャパンワランティサポート株式会社） 取締役（現任） 2021年 9 月　株式会社アクトコール 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ジャパン少額短期保険株式会社 取締役 JBRあんしん保証株式会社（現 ジャパンワランティサポート株式会社） 取締役 株式会社アクトコール 取締役	7,700株
	（選任理由） 若月光博氏は、複数の企業の取締役を務め、企業経営に精通しており、又、経営コンサルタント業務を通じて培われた豊富な経験と知識を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	白石 徳生（しらいし のりお） (1967年 1月23日生)	1990年８月　株式会社パソナジャパン（現 ランスタッド株式会社） 入社 1996年３月　株式会社ビジネス・コープ（現 株式会社ベネフィット・ワン） 設立 取締役 2000年６月　株式会社ベネフィット・ワン 代表取締役社長 2012年１月　株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役(現任) 2012年３月　株式会社ベネフィットワンソリューションズ 取締役 2012年５月　貝那商務諮詢(上海)有限公司 董事長(現任) 2012年11月　BENEFIT ONE USA, INC. Director Chair of the Board（現任） 2013年８月　株式会社パソナグループ 取締役 2013年10月　BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.（現 BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.） Director(現任) 2014年１月　BENEFIT ONE（THAILAND）COMPANY LIMITED Director（現任） 2016年12月　REWARDZ PRIVATE LIMITED Director（現任） 当社 社外取締役（現任） 2017年６月　PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director(現任) 2021年４月　株式会社ベネフィット・ワン 代表取締役社長 監査部担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ベネフィット・ワン 代表取締役社長 監査部担当 株式会社ジェイ・エス・ビー 社外取締役 貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長 BENEFIT ONE USA, INC. Director Chair of the Board BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD. Director BENEFIT ONE（THAILAND） COMPANY LIMITED Director PT.BENEFIT ONE INDONESIA Director REWARDZ PRIVATE LIMITED Director	100,000株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 白石徳生氏は、複数の企業の取締役を務め、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 当社は、同氏が選任された場合には、引き続き、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	岩村豊正（いわむらほうせい） (1968年 9月 2日生)	1993年10月　監査法人伊東会計事務所 入所 1997年 4 月　公認会計士登録 2000年 7 月　岩村公認会計士事務所 設立 所長（現任） 2004年 4 月　当社 社外監査役 2004年11月　キャブ株式会社 社外監査役（現任） 2006年 8 月　監査法人アンビシャス 設立 代表社員 2008年 3 月　株式会社ブロンコビリー 社外監査役（現任） 2008年10月　株式会社ブラス 社外監査役（現任） 2015年10月　株式会社キャブホールディングス 社外監査役（現任） 2016年12月　当社 社外取締役（現任） 2017年 2 月　株式会社Jサプライ 社外監査役（現任） 株式会社URS 社外監査役（現任） 2019年 7 月　監査法人コスモス 代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 岩村公認会計士事務所 所長 監査法人コスモス 代表社員 株式会社ブロンコビリー 社外監査役 株式会社キャブホールディングス 社外監査役 キャブ株式会社 社外監査役 株式会社Jサプライ 社外監査役 株式会社URS 社外監査役 株式会社ブラス 社外監査役	－株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 岩村豊正氏は、公認会計士として複数の企業の社外監査役を兼任し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 当社は、同氏が選任された場合には、引き続き、同氏は公認会計士として長年の実務経験を有する財務及び会計の専門家であり、その豊富な経験を活かし、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	濵地昭男（はまじあきお） (1954年 7月13日生)	1979年４月　三菱鉱業セメント株式会社（現 三菱マテリアル株式会社） 入社 2009年６月　同社 執行役員経営企画部門長 2010年６月　同社 常務執行役員経営企画部門長 2011年４月　同社 常務執行役員経営戦略部門長 2012年６月　同社 常務取締役 2015年４月　同社 代表取締役副社長 2016年４月　三菱アルミニウム株式会社 代表取締役社長 2019年12月　当社 社外取締役（現任） 2020年６月　住友重機械工業株式会社 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 住友重機械工業株式会社 社外取締役	－株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 濵地昭男氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 当社は、同氏が選任された場合には、引き続き、長年の豊富な経営者としての経験を活かし、同氏に対して当社の持続的成長と企業価値向上のための有益な助言と当社経営に対する監督を期待しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者が所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株式数を含めておりません。

３．白石徳生氏、岩村豊正氏及び濵地昭男氏は、社外取締役候補者であります。

４．白石徳生氏、岩村豊正氏及び濵地昭男氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、白石徳生氏及び岩村豊正氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年、濵地昭男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

５．白石徳生氏、岩村豊正氏及び濵地昭男氏は、当社上場の株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同両取引所に対し届出をしております。同氏らの再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。各候補者は過去５年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生の予防のために行った行為及び発生後の対応について、該当事項はありません。

６．白石徳生氏、岩村豊正氏及び濵地昭男氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限度額であります。同氏らの選任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。

7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償請求を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位	候補者属性
1	澤田（さわだ）　正勝（まさかつ）	監査役	新任
2	吉岡（よしおか）　徹郎（てつろう）	監査役	新任　社外　独立
3	大信田（おおしだ）　博之（ひろゆき）	監査役	新任　社外　独立

新任　新任取締役候補者

社外　社外取締役候補者　　**独立**　証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	澤田 正勝（さわだ まさかつ） (1962年 7月17日生)	1984年３月　株式会社光製作所 入社 1989年８月　株式会社マス・ヨシモト 入社 1997年１月　株式会社大門(現 株式会社カクヤス) 入社 2003年３月　株式会社ライフコミューン 入社 2006年３月　株式会社アルファ・トレンド・ホールディングス（現 日本産業ホールディングズ株式会社）入社 2008年３月　株式会社イーグランド 入社 2010年１月　サワダコンサルティング 開業 2014年７月　当社 入社 監査役会室長 2015年６月　ジャパン少額短期保険株式会社 監査役(現任) 2016年５月　JBRあんしん保証株式会社（現 ジャパンワランティサポート株式会社） 監査役 2016年12月　当社 監査役（現任） 2019年７月　レスキュー損害保険株式会社 監査役（現任） （重要な兼職の状況） レスキュー損害保険株式会社 監査役 ジャパン少額短期保険株式会社 監査役	3,400株
	（選任理由） 澤田正勝氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、複数の子会社の社外監査役を兼任し、豊富な経験と見識を有していることから、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。		
2	吉岡 徹郎（よしおか てつろう） (1942年 7月14日生)	1967年４月　静岡県 採用 1997年４月　静岡県 環境部長 2000年４月　静岡県 企画部長 2001年４月　静岡県 理事（静岡国際園芸博覧会担当） 2001年６月　財団法人 静岡国際園芸博覧会協会 会長代理 2005年４月　静岡県 地域整備センター（現 一般社団法人 ふじのくにづくり支援センター） 理事長 静岡県 住宅供給公社 理事長 静岡県 土地開発公社 理事長 静岡県 道路公社 理事長 2006年２月　富士山静岡空港株式会社 代表取締役社長 2014年12月　当社 社外監査役（現任）	3,400株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 吉岡徹郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏が静岡県の要職を歴任され、また、他の会社の代表取締役として豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。 当社は、同氏が選任された場合には、長年の行政での経験を活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化にむけた適切な監督、助言等をいただくことを期待しております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	大信田博之（おおしだひろゆき） (1957年 6月 5日生)	1981年 4 月　株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 1998年 7 月　KPMGグローバルソリューション株式会社 入社 1999年 7 月　同社 ディレクター 2000年 2 月　KPMGビジネスアドバイザリーLLC 入社 2000年 7 月　同社 東京支店パートナー兼支店長 2003年 8 月　同社KPMG FAS 代表取締役パートナー 2006年 9 月　金沢工業大学虎ノ門大学院 客員教授 2019年 3 月　武蔵野リサーチ合同会社 代表社員（現任） 2019年 7 月　アルヒ株式会社 社外取締役（現任） 株式会社ギガプライズ 社外取締役（現任） 2019年11月　株式会社SFM 社外取締役（現任） 2019年12月　当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 武蔵野リサーチ合同会社 代表社員 アルヒ株式会社 社外取締役 株式会社ギガプライズ 社外取締役 株式会社SFM 社外取締役	－株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 大信田博之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、コンサルタントとして豊富な経験と見識を有していることから、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。 当社は、同氏が選任された場合には、コンサルタントとしての豊富な経験と見識を活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化にむけた適切な監督、助言等をいただくことを期待しております。		

（注）1．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．各候補者が所有する当社株式数には、当社役員持株会における持分株式数を含めておりません。
3．吉岡徹郎氏及び大信田博之氏は、社外取締役候補者であります。
4．吉岡徹郎氏及び大信田博之氏は現在当社の社外監査役であり、吉岡哲郎氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって７年、大信田博之氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
5．吉岡徹郎氏及び大信田博之氏は、当社上場の株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同両取引所に対し届出をしております。同氏らの再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。候補者は過去５年間において他の会社の役員在任中に不当な業務執行が行われた事実並びにその事実の発生の予防のために行った行為及び発生後の対応について、該当事項はありません。

6．澤田正勝氏、吉岡徹郎氏及び大信田博之氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令の定める最低責任限度額であります。同氏らの選任が承認された場合は、同契約を締結する予定であります。

7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償請求を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社は、取締役の報酬等について、2013年12月20日開催の第17回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額200,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

当社の取締役の個人別の報酬等の額の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、事業報告40頁に記載のとおりでありますが、本総会終結後に監査等委員会設置会社への移行に伴う用語の読み替えなどの変更を予定しております。当社の取締役会は、本議案の内容は変更後の当該方針に沿うものとして相当であると判断しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役３名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は５名（うち社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40,000千円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2020年10月１日
至　2021年９月30日）

１．企業集団の現況

(1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化した影響により経済・社会活動は大きな制限を受けたものの、急速に進んだワクチン接種に伴い感染者数は大幅に減少し、徐々に日常生活を取り戻そうとしております。

このような状況の下、当社グループは「困っている人を助ける！」という経営理念に基づき、「ありがとう」と言っていただける、安心・安全・快適なサービスを提供することで、既存事業の強化と新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は13,460,790千円（前連結会計年度比11.6％増）、営業利益は1,408,360千円（前連結会計年度比3.0％増）、経常利益は1,740,562千円（前連結会計年度比3.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は56,753千円（前連結会計年度比94.3％減）となりました。

なお、当連結会計年度における作業件数はガラス関連サービス３千件、水まわり関連サービス22千件、カギの交換関連サービス29千件であります。会員事業における有効会員数は3,347千人、保険事業における被保険者数は593千人となっております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

〈駆けつけ事業〉

他社サイトを中心にWeb集客が減少したことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、1,325,592千円（前連結会計年度比11.0％減）となり、営業損失は25,883千円（前連結会計年度は営業利益50,856千円）となりました。

〈会員事業〉

主力会員サービスである「安心入居サポート」の販売が順調に拡大し、当初の想定を上回るペースで会員獲得が進んだことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、6,974,484千円（前連結会計年度比15.1％増）となり、営業利益は1,644,912千円（前連結会計年度比6.5％増）となりました。

〈保険事業〉
主力の家財保険「新すまいRoom保険」の契約件数の拡大が好調に推移した一方、将来の保険金支払いに備えて積み立てる責任準備金を繰り入れたことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、4,677,450千円（前連結会計年度比11.7％増）となり、営業利益は361,683千円（前連結会計年度比6.8％増）となりました。

〈リペア事業〉
施工技術を活かした高単価案件の比率が向上し単価の上昇が進み、施工単価の低い案件の整理を進めたことにより、当連結会計年度における当事業の売上高は、266,989千円（前連結会計年度比0.6％増）となり、営業損失は72,761千円（前連結会計年度は営業損失77,598千円）となりました。

〈ライフテック事業〉
電力小売事業において調達価格高騰の影響により収益性が低下したことを受け、2021年６月21日に開催された取締役会で決議され、開示した通り、事業撤退を９月末で完了し、当連結会計年度における当事業の売上高は、230,588千円（前連結会計年度比169.7％増）となり、営業損失は222,789千円（前連結会計年度は営業損失153,677千円）となりました。

事業区分別の売上高は以下のとおりです。

（単位：千円）

事業区分	第 24 期 （2020年９月期） 売上高	第 25 期 （2021年９月期） （当連結会計年度） 売上高	増減比
駆けつけ事業	1,489,531	1,325,592	△11.0%
会員事業	6,059,334	6,974,484	15.1%
保険事業	4,186,622	4,677,450	11.7%
リペア事業	265,380	266,989	0.6%
ライフテック事業	85,494	230,588	169.7%
小計	12,086,363	13,475,105	11.5%
セグメント間消去	△28,872	△14,315	△50.4%
合計	12,057,491	13,460,790	11.6%

② **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は536,862千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

データ解析システムの開発

あんしん修理サポート管理システムの改修

レスキューなびサイトの改修

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

基幹系新システムの開発

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当社は、2021年９月30日を効力発生日として、株式会社アクトコール及び株式会社ＴＳＵＮＡＧＵと株式交換を行い、両社を当社の完全子会社といたしました。

(2)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 22 期 (2018年９月期)	第 23 期 (2019年９月期)	第 24 期 (2020年９月期)	第 25 期 (2021年９月期) (当連結会計年度)
売　上　高 (千円)	11,766,795	12,010,575	12,057,491	13,460,790
営　業　利　益 (千円)	1,430,712	1,638,058	1,367,847	1,408,360
経　常　利　益 (千円)	1,644,167	1,967,891	1,798,787	1,740,562
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,192,662	1,639,720	997,379	56,753
１株当たり当期純利益	38円05銭	51円81銭	31円82銭	1円83銭
総　資　産 (千円)	14,865,433	18,761,740	21,204,194	28,175,855
純　資　産 (千円)	6,042,297	8,104,612	7,907,706	11,668,790

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 22 期 (2018年９月期)	第 23 期 (2019年９月期)	第 24 期 (2020年９月期)	第 25 期 (2021年９月期) (当期)
売　上　高 (千円)	7,957,295	7,676,635	6,842,420	7,546,182
営　業　利　益 (千円)	781,670	791,546	576,376	594,072
経　常　利　益 (千円)	1,096,279	2,032,709	1,029,359	1,005,996
当期純利益又は 当期純損失（△） (千円)	825,182	2,027,106	748,817	△372,089
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	26円32銭	64円05銭	23円89銭	△12円03銭
総　資　産 (千円)	10,378,399	11,502,377	12,603,898	16,084,049
純　資　産 (千円)	5,043,215	7,291,905	6,824,726	10,002,287

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を第23期の期首から適用しており、第22期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名　　称	住 所	資本金（千円）	主要な事業の内容 (注)	議決権の所有割合（%）	関 係 内 容
ジャパンワランティサポート株式会社	東京都千代田区	10,000	会員事業	100.0	当社と業務委託契約を締結 事務所の賃貸 役員の兼任１名
レスキュー損害保険株式会社	東京都千代田区	1,000,000	保険事業	85.7	事務所の賃貸 役員の兼任１名
ジャパン少額短期保険株式会社	東京都千代田区	100,000	保険事業	100.0 (100.0)	当社と業務委託契約を締結 事務所の賃貸 役員の兼任３名
株式会社アクトコール	東京都新宿区	101,000	会員事業	100.0	役員の兼任１名
株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ	東京都新宿区	10,000	会員事業	100.0	役員の兼任１名

(注) １．主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
２．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
３．ジャパンワランティサポート株式会社は、2021年７月１日付でJBRあんしん保証株式会社から商号変更しております。
４．当社は、2021年９月30日に株式交換により株式会社アクトコールの株式11,253,700株を取得し、完全子会社といたしました。
５．当社は、2021年９月30日に株式交換により株式会社ＴＳＵＮＡＧＵの株式200株を取得し、完全子会社といたしました。

(4)　対処すべき課題

当社は、「困っている人を助ける！」という経営理念のもと、いつも暮らしに寄り添い、安心できるベストな仕組みやサービスを創り続け、“Best Rescue System”を追求することで、更なる企業価値の向上を図ってまいります。また、コーポレート・ガバナンス強化の取り組みを通じて、国内外のステークホルダーにとって魅力的で透明性の高い健全な経営体制の確立に努めてまいります。

当社グループは、多様化するユーザーニーズや少子高齢化等の社会・市場環境の変化を踏まえ、「中期経営計画(2022年９月期～2024年９月期)」を策定しております。当該計画に基づき、パートナーシップ戦略を推進することで、最小の組織・資源で最大価値を発揮し、安心できるベストな仕組みやサービスを創ることを目指してまいります。会員事業・保険事業を中心に、既存サービスの市場浸透と新規提携の拡大を図るとともに、業務・サービスの品質向上とコスト効率化の両立を通じて、更なる収益性の改善を図ってまいります。

こうした方針の下、当社グループの対処すべき課題は、①会員事業・保険事業の拡大、②サービスの品質向上とコンテンツ拡充、③業務効率化及びシステム投資、④中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化、⑤激甚災害等への対策と考えております。

①　会員事業・保険事業の拡大

会員事業につきましては、主に賃貸住宅仲介及び分譲住宅市場において、会員制の生活トラブル解決サービス「安心入居サポート」や住宅設備保証サービス「安心修理サポート」を展開しており、不動産関連企業とのパートナーシップを拡大することで、賃貸住宅への入居時や分譲住宅の購入時における会員獲得の増加と市場浸透を加速してまいります。お客様の生活基盤である住宅を取り巻く環境においては、より快適な住環境を求めるお客様のニーズも年々高まっており、これらのお客様のニーズに柔軟に対応できるよう、今後も新たな提携先の拡大・新商品の開発を図ってまいります。

保険事業につきましては、家財保険「新すまいRoom保険」を中心に、順調に加入者を獲得しております。併せて、痴漢冤罪ヘルプコール付き弁護士保険等の新たな保険商品の企画・開発に注力し、お客様のニーズに応えてまいります。また、2019年７月に業務を開始したレスキュー損害保険株式会社においては、これまで少額短期保険の範疇では開発し得なかった団体保険型の保険商品等を企画・開発・展開し、より多くのお客様に更なる安心を提供してまいります。

② サービスの品質向上とコンテンツ拡充

当社グループが提供するサービスをより強固なものにするため、お客様からの「お困りごと」を承るコンタクトセンターと生活トラブル解決に携わる施工パートナーのサービス品質を常に向上し、皆様にご愛顧いただけるサービスの提供を推進してまいります。また、社会環境の変化に伴う様々なニーズに応えられるよう、パートナーシップを活かしてサービスコンテンツを拡充することに加え、お客様とのラストワンマイルをつなげる効果的なサービスインフラネットワークを構築してまいります。

③ 業務効率化及びシステム投資

多くのサービスメニューに対応するべく、複雑・多様化した業務を見直し、システム化を進めることで、業務効率化・迅速化を推進し、当社グループの更なる成長を実現するため、今後の事業拡大を支える体制を構築してまいります。

④ 中長期的な成長に向けた事業ポートフォリオの強化

当社グループは、緊急トラブル解決サービスの駆けつけ事業から始動し、会員型・保険型等へビジネスモデルを発展させるとともに、経営の安定性と成長性のバランスを実現しながら、事業拡大にチャレンジしてまいりました。2021年９月には会員事業において競合関係にあった株式会社アクトコール及び株式会社TSUNAGUをグループ化し、早期の収益向上策を進めております。今後も持続的な成長並びに中長期的な企業価値の向上を目指し、パートナーシップの拡大やM&A等の多様な戦略を用いて、新たな事業を創出するとともに、最小の組織・資源で最大価値を発揮できるよう、経営効率を見据えた事業ポートフォリオの見直しを図ってまいります。

⑤ 激甚災害等への対策

激甚災害時における事業への直接又は間接的な影響に対しては、当社グループの中枢機能であるコンタクトセンターの停止回避を最優先とし、名古屋市の本社内及び岐阜県大垣市に設置するコンタクトセンターに加え、東京本部での受電体制を整備するとともに、エリアの異なる複数の業務委託先への外注フローを整備することで、リスクを分散しております。新型コロナウイルス感染症拡大時においても、日々の検温・除菌・換気及びリモートワークの推奨等を実施し、感染拡大の抑止に努めるとともに、万一、社内で感染が発生した場合に備え、在宅での受電体制や業務委託先への外注フローも整備しており、事業への影響を極小化できる体制の構築に取り組んでおります。今後も対応力を増強すべく、更なる対策を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5)　主要な事業内容（2021年９月30日現在）

事業区分	主要事業
駆けつけ事業	生活緊急トラブルサービス
会員事業	「安心入居サポート」会員、「学生生活110番」会員、 「ライフサポートパック」会員、インターネット回線取次サービス等、 住生活関連総合アウトソーシング事業、コールセンター運営事業
保険事業	少額短期保険事業、損害保険事業
リペア事業	リペア事業
ライフテック事業	電力小売事業

(注)　ライフテック事業における電力小売事業については、2021年９月30日をもって当該事業から撤退しており、併せて同日をもってライフテック事業を廃止しております。

(6)　主要な営業所（2021年９月30日現在）

①　当社

本社	愛知県名古屋市
東京本部	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市
大垣コンタクトセンター	岐阜県大垣市

(注)　JBR WORKS TOKYOは2020年10月１日をもって廃止しております。

②　子会社

ジャパンワランティサポート株式会社	東京都千代田区
レスキュー損害保険株式会社	東京都千代田区
ジャパン少額短期保険株式会社	東京都千代田区
株式会社アクトコール	東京都新宿区
株式会社TSUNAGU	東京都新宿区

(注)　ジャパンワランティサポート株式会社は、2021年７月１日付でJBRあんしん保証株式会社から商号変更しております。

(7)　従業員の状況（2021年９月30日現在）

①　企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
駆けつけ事業	46（10）名	9名減　（15名減）
会員事業	177（213）	115名増　（195名増）
保険事業	32　（－）	2名増　（1名減）
リペア事業	10　（3）	3名減　（　－　）
ライフテック事業	6　（1）	2名減　（4名減）
全社（共通）	74（103）	2名減　（3名減）
合計	345（330）	101名増　（172名増）

(注) 1．上記従業員数は就業員数であり、パートタイマー、アルバイト、派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．全社（共通）は管理部門の従業員数であります。
3．従業員数が前連結会計年度末と比べて101名増加しましたのは、2021年９月30日付で株式会社アクトコール及び株式会社ＴＳＵＮＡＧＵを連結子会社化したためであります。
4．ライフテック事業は、2021年９月30日をもって廃止しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178（133）名	17名減（21名減）	36.8 歳	5　年　7ヶ月

(注)　上記従業員数は就業員数であり、パートタイマー、アルバイト、派遣社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)　主要な借入先の状況（2021年９月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	762,058　千円
株式会社三井住友銀行	604,106　千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	200,000　千円
株式会社静岡銀行	200,000　千円

(9)　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2021年９月30日現在）

(1)　発行可能株式総数　96,000,000株

(2)　発行済株式の総数　33,937,178株
（自己株式750,822株を除く。）

(3)　株主数　12,445名

(4)　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
榊原暢宏	10,662,900株	31.41％
株式会社シック・ホールディングス	3,007,519株	8.86％
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,749,100株	8.10％
光通信株式会社	2,106,100株	6.20％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,904,200株	5.61％
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	1,533,800株	4.51％
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN （CASHPB）	1,454,400株	4.28％
株式会社ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ２	1,218,800株	3.59％
住友不動産株式会社	1,000,700株	2.94％
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	901,100株	2.65％

(注) １．持株比率は、自己株式(750,822株)を控除して計算しております。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(5)　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況（2021年９月30日現在）

(1)　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)　その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の企業価値の増大を図ることを目的として、大きな貢献をもつ当社の役員及び従業員向けのインセンティブ・プランとして税理士丸山みさえ氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」を設定しており、当社は本信託に基づき、丸山みさえ氏に対して、第5回新株予約権を発行しております。2021年3月15日時点では当社役員及び従業員等18名に対して交付されており、丸山みさえ氏との信託契約は終了しております。

	第5回新株予約権		
発行決議日	2018年２月９日		
新株予約権の数	6,900個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 690,000株		
新株予約権の払込金額	１個あたり100円		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	796円		
権利行使期間	自2021年１月１日至2025年２月27日		
行使の条件	注		
役員の保有状況	区分	取締役	監査役
	新株予約権の数	1,600個	- 個
	新株予約権の目的となる株式の数	160,000株	- 株
	保有者数	３人	- 人

（注）第5回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

② 本新株予約権者は、2019年９月期または2020年９月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、経常利益が19億円を超過した場合に、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から本新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

③ 上記②にかかわらず、2019年９月期または2020年９月期のいずれかの期における当社が提出する有価証券報告書における監査済の連結損益計算書に記載される経常利益が12億円を下回った場合には、上記②に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権を行使できない。

④ 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、従業員並びに当社等と契約関係にある顧問・業務提携先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4．会社役員の状況

(1)　取締役及び監査役の状況（2021年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	榊原暢宏	ジャパン少額短期保険株式会社取締役
取締役	若月光博	執行役員コーポレートプラットフォームカンパニー長、ジャパン少額短期保険株式会社取締役、ジャパンワランティサポート株式会社取締役、株式会社アクトコール取締役
取締役	白石徳生	株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長 監査部担当、株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役、貝那商務諮詢（上海）有限公司 董事長、BENEFIT ONE USA, INC. Director Chair of the Board、BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE.LTD. Director、BENEFIT ONE (THAILAND)COMPANY LIMITED Director、PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director、REWARDZ PRIVATE LIMITED Director
取締役	岩村豊正	岩村公認会計士事務所所長、監査法人コスモス代表社員、株式会社ブロンコビリー社外監査役、株式会社キャブホールディングス社外監査役、キャブ株式会社社外監査役、株式会社Jサプライ社外監査役、株式会社URS社外監査役、株式会社ブラス社外監査役
取締役	濵地昭男	住友重機械工業株式会社社外取締役
常勤監査役	澤田正勝	レスキュー損害保険株式会社監査役、ジャパン少額短期保険株式会社監査役
監査役	吉岡徹郎	―
監査役	大信田博之	武蔵野リサーチ合同会社代表社員、アルヒ株式会社社外取締役、株式会社ギガプライズ社外取締役、株式会社SFM社外取締役

(注) 1．取締役白石徳生氏、岩村豊正氏及び濵地昭男氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2．取締役岩村豊正氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3．監査役吉岡徹郎氏及び大信田博之氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。また、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4．2020年12月17日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって、森島康雄氏は監査役を辞任いたしました。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の損害賠償責任の限定額は、法令に定める最低責任限度額を限度としております。

(3)　補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該被保険者に対して損害賠償請求を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5)　取締役及び監査役の報酬等

①　役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a) 取締役の報酬の基本方針

ⅰ 取締役の報酬は原則として固定報酬及び使用人分給与で構成し、適時ストック・オプションを付与いたします。

ⅱ 取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らして、毎年見直します。

ⅲ 取締役の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、又、優秀な人材を確保し得る水準を考慮し、併せて他社水準を照らしつつ設定いたします。

ⅳ 年度途中において、取締役の報酬を増減させるべき事情が生じたときは、当該事情に照らして取締役会により変更を決定いたします。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の基本報酬は、取締役としての職務に対する監督給と業務執行に対する執行給により構成される月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。当社の社外取締役の基本報酬は取締役としての職務に対する監督給とし、月例の固定報酬として他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(c) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとし、当社グループ役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた新株予約権の交付ガイドラインに従って新株予約権を分配することとしております。なお、新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要します。

(d) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	5,496	5,496	－	－	2
監査役(社外監査役を除く)	9,270	9,270	－	－	1
社外取締役	14,400	14,400	－	－	3
社外監査役	6,840	6,840	－	－	3
合計	36,006	36,006	－	－	9

(注) 1．取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております（2013年12月20日第17回定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、５名であります。

2．監査役の報酬限度額は、年額40,000千円以内と決議いただいております（2013年12月20日第17回定時株主総会決議）。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名（うち、社外監査役は３名）であります。

3．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与を21,300千円支払っております。

4．上記には、2020年12月17日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名を含んでおります。

(6)　社外役員に関する事項

①　当社と重要な兼職先との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	白石徳生	株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長 監査部担当、株式会社ジェイ・エス・ビー社外取締役、貝那商務諮詢（上海）有限公司董事長、BENEFIT ONE USA, INC. Director Chair of the Board、BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE.LTD. Director、BENEFIT ONE (THAILAND)COMPANY LIMITED Director、PT. BENEFIT ONE INDONESIA Director、REWARDZ PRIVATE LIMITED Director	株式会社ベネフィット・ワンとは業務委託等に関する取引関係があります。なお、その他の兼職先とは特別な関係はありません。
社外取締役	岩村豊正	岩村公認会計士事務所所長、監査法人コスモス代表社員、株式会社ブロンコビリー社外監査役、株式会社キャブホールディングス社外監査役、キャブ株式会社社外監査役、株式会社Jサプライ社外監査役、株式会社URS社外監査役、株式会社ブラス社外監査役	特別な関係はありません。
社外取締役	濵地昭男	住友重機械工業株式会社社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	吉岡徹郎	―	―
社外監査役	大信田博之	武蔵野リサーチ合同会社代表社員、アルヒ株式会社社外取締役、株式会社ギガプライズ社外取締役、株式会社ＳＦＭ社外取締役	特別な関係はありません。

② **当該事業年度における主な活動状況**

氏　　名	区　　分	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
白　石　徳　生	取　締　役	当期開催の取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
岩　村　豊　正	取　締　役	当期開催の取締役会12回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
濵　地　昭　男	取　締　役	当期開催の取締役会12回すべてに出席いたしました。長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉　岡　徹　郎	監　査　役	当期開催の取締役会12回すべてに出席いたしました。長年の行政での豊富な知識、経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 又、当期開催の監査役会11回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
大信田博之	監　査　役	当期開催の取締役会12回すべてに出席いたしました。コンサルタントとしての豊富な経験と見識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。 又、当期開催の監査役会11回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注)　書面決議による取締役会の回数は除いております。

5．会計監査人の状況

(1)　会計監査人の名称

普賢監査法人

(2)　会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	38,000	－
連結子会社	21,500	－
計	59,500	－

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,399,686**	**流動負債**	**7,519,494**
現金及び預金	11,538,265	買掛金	514,649
売掛金	1,203,932	短期借入金	1,150,000
商品	48,966	リース債務	4,609
貯蔵品	10,997	未払法人税等	309,090
前払費用	442,624	賞与引当金	89,075
未収入金	1,306,505	会員引当金	91,890
その他	864,327	支払備金	64,200
貸倒引当金	△15,931	責任準備金	804,438
固定資産	**12,391,724**	前受収益	2,698,810
有形固定資産	**176,714**	その他	1,792,728
建物	114,308	**固定負債**	**8,987,570**
機械装置及び運搬具	861	社債	785,000
工具、器具及び備品	51,121	長期借入金	1,209,974
リース資産	10,422	リース債務	6,832
無形固定資産	**2,849,819**	繰延税金負債	272,734
のれん	1,863,740	資産除去債務	100,675
ソフトウエア	298,824	長期前受収益	6,567,635
ソフトウエア仮勘定	671,256	その他	44,718
その他	15,997	**負債合計**	**16,507,064**
投資その他の資産	**9,365,190**	**純資産の部**	
投資有価証券	6,898,808	**株主資本**	**10,666,286**
繰延税金資産	435,502	**資本金**	**780,363**
差入保証金	1,073,701	**資本剰余金**	**6,813,805**
破産更生債権等	18,996	**利益剰余金**	**3,410,051**
その他	1,010,958	**自己株式**	**△337,933**
貸倒引当金	△72,776	**その他の包括利益累計額**	**658,386**
繰延資産	**384,443**	**その他有価証券評価差額金**	**658,386**
社債発行費	7,797	**新株予約権**	**2,920**
保険業法第113条繰延資産	376,646	**非支配株主持分**	**341,198**
		純資産合計	**11,668,790**
資産合計	**28,175,855**	**負債純資産合計**	**28,175,855**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（自　2020年10月１日
　至　2021年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,460,790**
売上原価		**7,703,120**
売上総利益		**5,757,669**
販売費及び一般管理費		**4,349,308**
営業利益		**1,408,360**
営業外収益		
受取利息	7,292	
受取配当金	75,682	
投資有価証券売却益	365,356	
デリバティブ評価益	92,728	
その他	39,858	**580,918**
営業外費用		
支払利息	16,862	
保険業法第113条繰延資産償却費	65,685	
投資有価証券売却損	99,584	
持分法による投資損失	19,992	
投資事業組合運用損	25,643	
貸倒引当金繰入額	78	
支払手数料	13,148	
その他	7,719	**248,716**
経常利益		**1,740,562**
特別利益		
固定資産売却益	37	
資産除去債務戻入益	397	**434**
特別損失		
固定資産除却損	6,942	
減損損失	996,658	**1,003,600**
税金等調整前当期純利益		**737,396**
法人税、住民税及び事業税	**551,907**	
法人税等調整額	**100,291**	**652,198**
当期純利益		**85,197**
非支配株主に帰属する当期純利益		**28,444**
親会社株主に帰属する当期純利益		**56,753**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2021年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,227,691**	**流動負債**	**3,432,403**
現金及び預金	1,748,606	買掛金	333,637
売掛金	568,759	短期借入金	950,000
商品	48,966	１年内償還予定の社債	210,000
貯蔵品	3,937	１年内返済予定の長期借入金	301,236
前渡金	30,367	リース債務	3,942
前払費用	220,795	未払金	223,415
短期貸付金	3,600	未払費用	22,488
未収入金	986,302	未払法人税等	170,877
立替金	556	前受金	32,841
デリバティブ債権	189,540	預り金	10,735
未収消費税等	4,810	前受収益	1,026,553
その他	432,723	賞与引当金	54,784
貸倒引当金	△11,275	会員引当金	91,890
固定資産	**11,849,993**	**固定負債**	**2,649,358**
有形固定資産	**100,564**	社債	765,000
建物	57,809	長期借入金	1,009,910
車両運搬具	861	リース債務	6,668
工具、器具及び備品	32,177	繰延税金負債	128,926
リース資産	9,717	長期前受収益	685,910
無形固定資産	**804,575**	資産除去債務	52,942
商標権	300	**負債合計**	**6,081,761**
ソフトウエア	216,994	**純資産の部**	
ソフトウエア仮勘定	546,583	**株主資本**	**9,463,982**
電話加入権	15,697	**資本金**	**780,363**
のれん	25,000	**資本剰余金**	**6,904,312**
投資その他の資産	**10,944,853**	資本準備金	823,485
投資有価証券	5,650,651	その他資本剰余金	6,080,826
関係会社株式	4,355,015	**利益剰余金**	**2,118,740**
破産更生債権等	18,363	その他利益剰余金	2,118,740
長期前払費用	25,813	繰越利益剰余金	2,118,740
長期貸付金	38,780	**自己株式**	**△339,434**
差入保証金	874,328	**評価・換算差額等**	**537,615**
保険積立金	9,000	**その他有価証券評価差額金**	**537,615**
その他	30,045	**新株予約権**	**690**
貸倒引当金	△57,143	**純資産合計**	**10,002,287**
繰延資産	**6,364**		
社債発行費	6,364		
資産合計	**16,084,049**	**負債純資産合計**	**16,084,049**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2020年10月１日
　至　2021年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**7,546,182**
売上原価		**3,599,843**
売上総利益		**3,946,338**
販売費及び一般管理費		**3,352,265**
営業利益		**594,072**
営業外収益		
受取利息及び配当金	72,039	
投資有価証券売却益	365,036	
投資事業組合運用益	5,166	
償却債権取立益	3,050	
貸倒引当金戻入益	2,203	
デリバティブ評価益	92,728	
その他	31,311	**571,535**
営業外費用		
支払利息	15,377	
社債利息	5,165	
投資有価証券売却損	99,584	
投資事業組合運用損	25,643	
支払手数料	9,734	
貸倒引当金繰入額	78	
その他	4,025	**159,611**
経常利益		**1,005,996**
特別利益		
固定資産売却益	37	
資産除去債務戻入益	397	**434**
特別損失		
固定資産除却損	6,859	
関係会社株式評価損	995,488	**1,002,348**
税引前当期純利益		**4,082**
法人税、住民税及び事業税	**291,911**	
法人税等調整額	**84,260**	**376,172**
当期純損失		**372,089**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社
　取締役会　御中

普賢監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤功一

指定社員
業務執行社員　公認会計士　嶋田両児

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の2020年10月１日から2021年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンベストレスキューシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社
　取締役会　御中

普　賢　監　査　法　人
東　京　都　千　代　田　区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　功　一
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　嶋　田　両　児

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の2020年10月１日から2021年９月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年10月１日から2021年９月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書、並びに連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月22日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社　監査役会
常勤監査役　澤　田　正　勝　㊞
監　査　役　吉　岡　徹　郎　㊞
監　査　役　大信田博之　㊞

(注) 監査役吉岡徹郎及び大信田博之は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市中区金山町一丁目１番１号
ＡＮＡクラウンプラザ　ホテルグランコート名古屋
５階　ローズルーム
電話　（052）683-4111（代）

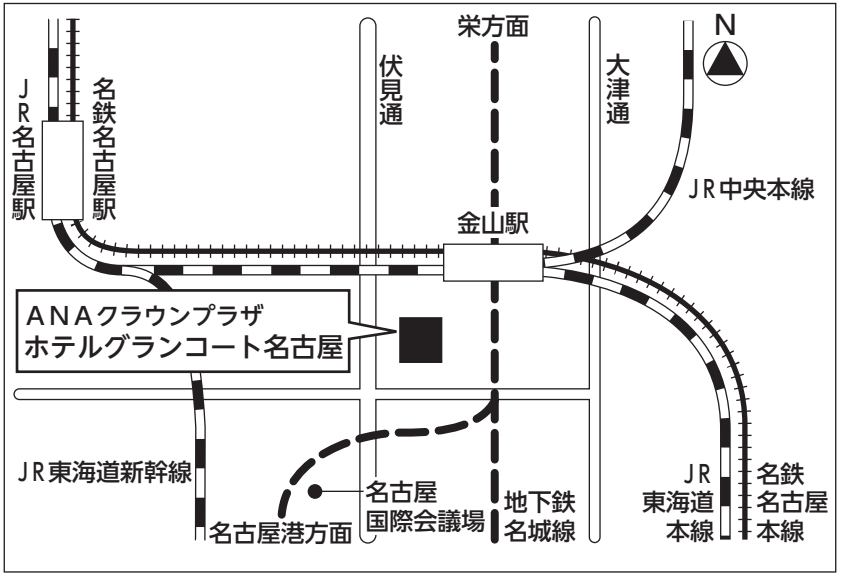

交通のご案内

・名古屋駅からＪＲ又は名鉄で約５分（金山駅下車）
・栄駅から地下鉄で約10分（金山駅下車）
・金山駅から徒歩で約１分

お願い

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。